

証券コード：9143

SGホールディングス株式会社

第18回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

京都市中京区河原町通二条南入
一之船入町537番地の4
ホテルオークラ京都 4階特設会場
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

議案 取締役8名選任の件

インターネット等又は書面による議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時まで
※詳細につきましては、5頁をご参照ください。

本定時株主総会は株主様に限定し、インターネットによるライブ配信を行います。
詳しくは3頁「定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。



証券コード 9143
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日2024年5月21日)

株 主 各 位

京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
SGホールディングス株式会社
代表取締役社長 松本 秀一

第18回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第18回定時株主総会招集ご通知」及び「第18回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sg-hldgs.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（SGホールディングス）又は証券コード（9143）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使に際しましては、6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
ホテルオークラ京都 4階特設会場
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第18期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

議案

取締役8名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

1. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を株主総会にご出席いただく代理人とすることができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
2. ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
3. 5頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内

当社では、より多くの株主様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行いますので、是非ご視聴ください。

配信日時 2024年6月26日（水曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、午前9時30分頃から公開いたします。

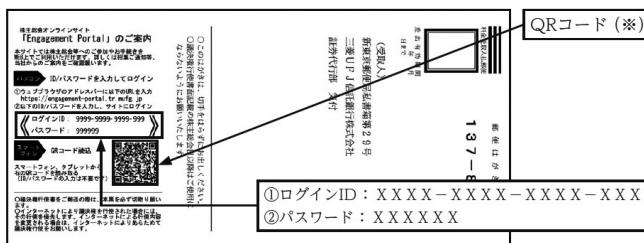
■株主総会当日のご視聴方法

同封の議決権行使書《裏面》をご参照のうえ、ログインしてください。

QRコードからのログイン方法

議決権行使書《裏面》のQRコードを、スマートフォン等で読み取ってください。

①ログインID ②パスワードの入力は不要です。



URLからのログイン方法

次のURLよりアクセスしてください。

URL:<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

ログイン画面に議決権行使書《裏面》にある

- ①ログインIDを入力
- ②パスワードを入力
- ③利用規約をご確認のうえ、
- ④ログインボタンをクリックしてください。

ログインID、パスワードは議決権行使書裏面に記載されております。
一時的にIDを忘れた場合はお問い合わせください。参加当日変更可能な場合もございます。以下にご確認ください。
【弊サイトに係るお問い合わせ】
三菱UFJ 電子銀行株式会社 証券代行部
TEL: 0120-151510 受付 9時～17時 休日・夜間受付不可

※本サイトの公開期間は、招集ご通知到着時～2024年6月26日（水曜日）午後5時までです。公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。

■ログイン後のご視聴方法

- (1) 画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- (2) 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- (3) 当日ライブ視聴ページが表示されます。

■ご留意事項

- ・ライブ配信にて株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とは認められず、当日のご質問、議決権行使等を行うことはできません。事前にインターネット等又は書面による議決権行使をお願いいたします。
 - ・ご視聴は株主様ご本人のみに限定させていただきます。
 - ・株主総会を録音、録画、公開等することはお断りさせていただきます。
 - ・ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
 - ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
 - ・なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
 - ・災害等の影響により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございますのであらかじめご了承ください。また、株主総会の運営について重要な変更が生じる場合には、当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ※当社ウェブサイト (<https://www.sg-hldgs.co.jp/ir/stock/meeting/>)

■推奨環境

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

・ Windows 環境
Windows 10 以降、
Google Chrome 最新、
Microsoft Edge (Chromium) 最新

・ Macintosh 環境
MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降、
Safari 最新、Google Chrome 最新

・ iPhone 環境
iOS 14.0 以降、Safari 最新
・ iPad 環境
iOS 14.0 以降、Safari 最新

・ Android (Mobile/Tablet) 環境
Android 9.0 以降、
Google Chrome 最新

(注)上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

■本サイトに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120 - 676 - 808 (通話料無料)

(土日祝日等を除く平日9：00～17：00、ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了まで)

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席されない場合



■ インターネット等による議決権の行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

(詳しくは、6頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください)

行使期限 2024年6月25日(火曜日)午後5時まで



■ 書面(議決権行使書)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2024年6月25日(火曜日)午後5時までに到着

議決権行使のお取扱い

- 1 インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

1. 電子提供措置事項のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記の「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)(※)に掲載させていただきます。
- ※ 当社ウェブサイト → <https://www.sg-hldgs.co.jp/ir/stock/meeting/>
※ 東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) → <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

剰余金の配当のお知らせ

当社は、2017年6月9日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。この当社定款規定に基づき、2024年5月20日開催の当社取締役会におきまして、第18期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 期末配当金 1株につき 金25円
2. 効力発生日及び支払開始日 2024年6月6日(木曜日)

なお、口座振込をご指定の方及び株式数比例配分方式をご指定の方には、2024年6月5日に「期末配当金計算書」及び「『配当金振込先ご確認』のご案内」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

上記以外の方には、同日に「期末配当金領収証」及び「期末配当金計算書」をご送付申し上げる予定ですので、払渡期間内(2024年6月6日から2024年7月5日まで)にお近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

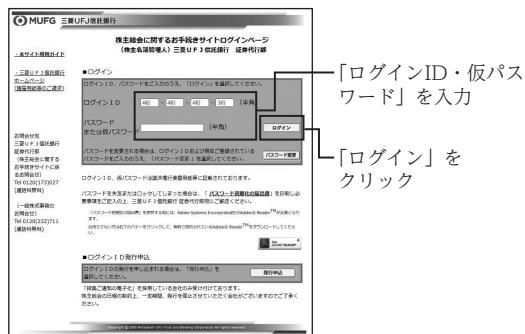
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muft.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議決権行使の方法として、株式会社ICが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、議決権行使サイト (<https://evote.tr.muft.jp/>) にアクセスしていただくことにより実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します)

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

2024年6月25日(火曜日)午後5時まで承りますが、お早めにご行使ください。

【ご注意事項】

- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、通信料・その他スマートフォン利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	くりわだ えい いち 栗和田 榮 一 再任	代表取締役会長	100% (16回/16回)
2	まつ もと ひで かず 松 本 秀 一 再任	代表取締役社長	100% (16回/16回)
3	もと むら まさ ひで 本 村 正 秀 再任	取締役 デリバリー・ロジスティクス 事業担当	100% (16回/16回)
4	かわ な ご かつ ひろ 川中子 勝 浩 再任	取締役 経営企画担当	100% (16回/16回)
5	ささ もり きみ あき 笹 森 公 彰 再任	取締役 特命担当	100% (13回/13回)
6	たか おか み か 高 岡 美 佳 再任 社外 独立	社外取締役	94% (15回/16回)
7	さぎ さか おさ み 鷺 坂 長 美 再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回/16回)
8	あき やま まさ と 秋 山 真 人 再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回/16回)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号

1

くりわだ えい いち
栗和田 榮 一

(1946年10月10日生)

再任

候補者の有する
当社の株式数
10,000株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1977年 1月 東京佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社
 1986年 11月 大阪佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 代表取締役
 1991年 7月 東京佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 代表取締役
 1992年 5月 佐川急便(株) 代表取締役社長
 2002年 6月 同社 代表取締役会長
 2006年 3月 当社 代表取締役社長
 2006年 6月 当社 代表取締役会長兼社長
 佐川急便(株) 代表取締役社長
 2009年 6月 佐川急便(株) 会長 (現任)
 2015年 3月 当社 代表取締役会長
 2021年 6月 当社 代表取締役会長兼社長
 2023年 6月 当社 代表取締役会長 (現任)

【取締役候補者とした理由】

栗和田榮一氏は、長年にわたり当社及び当社グループ全体の経営に携わり、当社子会社の佐川急便(株)や当社の代表取締役社長を歴任後、2006年6月から現在に至るまで当社の代表取締役会長としてグループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まつ もと ひで かず
松 本 秀 一

(1966年8月10日生)

再任

候補者の有する
当社の株式数
358,400株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1988年 7月 西埼玉佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社
 2007年 1月 佐川急便(株) C S R 環境推進部 担当部長
 2007年 9月 環境省 総合環境政策局 環境経済課
 2009年 9月 佐川急便(株) 総務部 総務課 担当部長
 2014年 3月 当社 社長室 ゼネラルマネジャー
 2015年 3月 当社 総務部 ゼネラルマネジャー
 2016年 9月 当社 執行役員 総務・秘書担当 兼 秘書室 ゼネラル
 マネジャー
 2016年 12月 佐川林業(株) 代表取締役社長
 2019年 4月 当社 執行役員 管理・統制担当 兼 秘書室 ゼネラル
 マネジャー
 (株)ヌーヴェルゴルフ倶楽部 代表取締役社長
 2019年 6月 当社 取締役 管理・統制担当 兼 秘書室 ゼネラルマ
 ネジャー
 2021年 6月 当社 代表取締役 管理・統制担当
 2023年 6月 当社 代表取締役社長 (現任)
 2024年 4月 EXPOLANKA HOLDINGS PLC 取締役 (現任)

【取締役候補者とした理由】

松本秀一氏は、佐川急便(株)に入社後、営業所及び本社総務・環境部門での豊富な経験から、2007年9月から2年間は環境省で勤務し、帰任後は当社の総務・秘書部門に携わり、2019年6月からは取締役として当社グループの管理部門をリードし、2023年6月からは代表取締役社長としてグループの経営をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

もと むら まさ ひで
本 村 正 秀

(1960年3月27日生)

再任

候補者の有する
当社の株式数
一株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1980年8月 東京佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社
2004年6月 佐川急便(株) 常務取締役
2005年3月 同社 専務取締役
2005年9月 (株)J L 代表取締役社長
2007年7月 (株)安全、ANZEN Group(株) 代表取締役社長
2011年6月 kmホールディングス(株) 取締役
2012年6月 国際自動車(株) 取締役
ニュー東京観光自動車(株) 取締役
2012年8月 ケイエム観光バス(株) 取締役
2015年3月 SGフィルダー(株) 理事
2018年3月 佐川急便(株) 理事
2018年6月 同社 取締役
2019年4月 同社 代表取締役社長 (現任)
当社 執行役員 デリバリー・ロジスティクス事業担当
2019年6月 当社 取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当
(現任)

【取締役候補者とした理由】

本村正秀氏は、佐川急便(株)に入社後20余年に及ぶ現場経験と役員を歴任後、運輸関連企業の経営者として手腕を発揮してまいりました。2015年3月からは再び当社グループで現場改革に取り組み、2019年4月からは佐川急便(株)代表取締役社長、2019年6月からは当社取締役として、外部で培われた豊富な経験と実績を活かし、経営をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

かわ な ご かつ ひろ
川中子 勝 浩

(1964年8月27日生)

再任

候補者の有する
当社の株式数
93,186株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1989年4月 (株)三和銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行
2000年5月 (株)モビット 出向
2006年11月 当社 入社
2013年3月 佐川急便(株) 執行役員
2016年3月 同社 取締役
2019年4月 当社 執行役員 経営企画担当 兼 IR室 ゼネラルマネジャー
SGリアルティ(株) 取締役 (現任)
SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役 (現任)
2019年6月 当社 取締役 経営企画担当 兼 IR室 ゼネラルマネジャー
2020年2月 SGHグローバル・ジャパン(株) 取締役 (現任)
2021年4月 当社 取締役 経営企画担当 兼 IR室長 兼 経営企画部長
2021年7月 当社 取締役 経営企画担当 (現任)

【取締役候補者とした理由】

川中子勝浩氏は、金融業界での豊富な知識及び見識を有し、2006年11月に当社入社後、当社子会社である佐川急便(株)の執行役員、取締役を経て、2019年6月からは当社取締役として当社グループにおける経営戦略をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

さ さ も り き み あ き
笹 森 公 彰

(1964年11月13日生)

再任

候補者の有する
当社の株式数
281,746株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1983年 3月 北海道佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社
 2009年 3月 佐川急便(株) 執行役員
 2013年 3月 S Gムービング(株) 代表取締役社長
 2015年 3月 佐川急便(株) 取締役
 2016年 9月 当社 執行役員 企画・事業推進担当 兼 経営企画部
 ゼネラルマネジャー
 2017年 6月 当社 取締役 管理・統制担当
 2019年 4月 佐川急便(株) 取締役
 2023年 4月 佐川アドバンス(株) 取締役 (現任)
 2023年 6月 当社 取締役 特命担当 (現任)
 2024年 4月 佐川急便(株) 常務取締役 (現任)

【取締役候補者とした理由】

笹森公彰氏は、当社子会社である佐川急便(株)の取締役、S Gムービング(株)の代表取締役社長を務め、2017年6月からは当社の管理・統制担当取締役を務めました。2019年4月からは再び佐川急便(株)の取締役を務め、2023年6月からは当社の特命担当取締役として、幅広い側面から当社グループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

た か お か み か
高 岡 美 佳

(1968年6月19日生)

再任

独立

候補者の有する
当社の株式数

社外

－株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2001年 4月 大阪市立大学 (現 大阪公立大学) 経済研究所 助教授
 2002年 4月 立教大学 経済学部 助教授
 2006年 4月 同大学 経営学部 助教授
 2007年 4月 同大学 経営学部 准教授
 2009年 4月 同大学 経営学部 教授 (現職)
 2014年 6月 (株)モスフードサービス 社外取締役 (現任)
 2015年 6月 共同印刷(株) 社外取締役 (現任)
 2018年 6月 当社 社外取締役 (現任)
 2019年 5月 ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)
 (現 (株)ファミリーマート) 社外取締役
 2023年 6月 (株)ファンケル 社外取締役 (現任)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

高岡美佳氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識及び見識を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与していただけると期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。

候補者番号

7

さぎ さか おさ み
鷺 坂 長 美

(1956年1月23日生)

再任

独立

社外

候補者の有する
当社の株式数
一 株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1978年4月 自治省 入省
 1999年2月 消防庁 救急救助課長
 2001年1月 環境省 環境計画課長、大臣官房総務課長等を歴任
 2009年7月 同省 水・大気環境局長
 2012年8月 同省 参与
 2012年9月 早稲田大学 非常勤講師（環境法）
 2018年1月 小澤英明法律事務所 顧問（現任）
 2019年6月 当社 社外取締役（現任）
 （公財）日本防災協会 理事長
 2021年7月 （公財）埼玉県国際交流協会 理事長（現任）
 2023年4月 認定NPO法人 救急ヘリ病院ネットワーク
 理事長（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

鷺坂長美氏は、国家公務員として旧自治省及び環境省にて要職を歴任され、退官後は環境法に関する大学での講師を経験し、消防及び救急に関連した活動を継続されております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社のサステナビリティに関する取組みやBCMに寄与いただけると期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。

候補者番号

8

あき やま まさ と
秋 山 真 人

(1957年5月18日生)

再任

独立

社外

候補者の有する
当社の株式数
一 株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1980年4月 日本冷蔵(株)（現(株)ニチレイ）入社
 2005年4月 (株)ニチレイロジグループ本社 執行役員
 2006年4月 (株)ロジスティクス・ネットワーク 専務執行役員
 2008年6月 同社 取締役専務執行役員
 2011年4月 同社 代表取締役社長
 2012年6月 (株)ニチレイロジグループ本社 取締役専務執行役員
 2018年4月 同社 取締役
 2018年6月 東京団地冷蔵(株) 代表取締役社長
 2019年4月 東京冷蔵倉庫協会 会長
 2019年5月 (一社)日本冷蔵倉庫協会 副会長
 2020年6月 当社 社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

秋山真人氏は、物流業界に長年携わり、同業界の複数の企業で代表取締役を務めるなど、物流に関する豊富な知識及び企業経営に関する経験を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与していただけると期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社と高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が再任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該賠償限度額は、各氏とも金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けたことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれ社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって高岡美佳氏が6年、鷺坂長美氏が5年、秋山真人氏が4年となります。
7. 高岡美佳氏が過去に社外取締役を務めておりました株式会社ファミリーマート（2019年9月1日付でユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社から商号変更）は、同氏が在任期間中の2020年3月30日に消費者庁から、不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令を受けました。同氏は、事前に当該違反行為を認識していませんでしたが、平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行い、また、当該違反行為判明後には、原因究明及び再発防止策等に関して助言、意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しておりました。
8. 高岡美佳氏が現在社外取締役を務めております共同印刷株式会社は、同氏が在任期間中の2022年3月3日に公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前に当該違反行為を認識していませんでしたが、平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行い、また、当該違反行為判明後には、原因究明及び再発防止策等に関して助言、意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しております。

以上

【ご参考】取締役・監査役のスキルマトリックス

当社の中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして、当社の取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル（知識・経験・能力）を特定いたしました。

議案が原案どおり承認された場合、2024年6月26日以降の取締役会の構成、並びに各取締役及び監査役が備えるスキルは下表のとおりとなります。

	氏名	独立 社外	企業経営	事業戦略	財務／会計	法務／ リスクマネ ジメント	サステナビ リティ	I T／ デジタル	グローバル
取締役	栗和田 榮一		○	○			○		
	松本 秀一		○	○		○	○		○
	本村 正秀		○	○			○	○	○
	川中子 勝浩		○	○	○			○	○
	笹森 公彰		○	○		○	○	○	
	高岡 美佳	○	○		○		○		
	鷺坂 長美	○				○	○		
	秋山 真人	○	○	○					○
監査役	田島 聡志	○	○		○				○
	新本 朋斉		○		○	○			○
	岡村 憲一郎	○	○		○				○
	大島 義孝	○	○			○			

※上記の一覧表は、各氏の経験などを踏まえ、専門的なスキルを有する分野に（○）を表しており、有する全てのスキルを表すものではありません。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性判断基準」について

社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役及び社外監査役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を踏まえ、以下の各号の該当性を確認し、いずれにも該当がない場合には、独立性を有すると判断いたします。

1. 当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
2. 当社及びその子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な得意先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士及び公認会計士等の専門的サービスを提供する者
5. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益による寄付を受けている者又はその業務執行者
6. 当社グループの取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員又は使用人
7. 過去3年間において、上記1.から6.のいずれかに該当していた者
8. 上記1.から7.のいずれかに該当する者が重要な地位にある場合において、その者の配偶者及び2親等内の親族
9. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

以 上

事業報告（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、2023年5月から新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の法律上の取扱いが引き下げられ、経済社会活動の制限が取り除かれたことなどを背景に、景気は緩やかに回復いたしました。しかしながら、国内の物価上昇や為替相場での円安の進行のほか、世界的な金融引き締め政策の継続や地政学リスクの拡大などを背景とした経済成長の鈍化懸念など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

物流業界におきましては、国内ではインフレの進行による実質賃金の低下等を背景に、足元の宅配便需要は不安定な状況が続いておりますが、コロナ禍を契機に新たな生活様式として幅広い世代でeコマース（以下「EC」という）利用が定着し、宅配便に対するニーズは多様化しております。また、2024年4月から適用される自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制に伴う輸送力不足の懸念（以下「2024年問題」という）に向けた対応や、急激なインフレの進行等を背景に、当社グループを含む大手事業者を中心に価格改定の動きが進行しております。加えて、「2024年問題」への政府の対策として、2023年6月に関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」が策定され、2023年10月には「物流革新緊急パッケージ」が閣議決定されました。このように政府からも、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して輸送力不足に対応するための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容を進める方針が示され、持続可能な物流を実現するための取組みが推進されております。さらに、国際物流市場では、世界経済の減速などに伴い、海上・航空貨物の需要は低調に推移しておりますが、地政学リスクの拡大や越境ECの増加等を背景としたグローバルサプライチェーン再構築の動きは継続しております。

当社グループにおきましては、2023年3月期から2025年3月期までの中期経営計画「SGH Story 2024」の2年目として、引き続き、総合物流ソリューションの高度化を推し進め、グループ横断の先進的ロジスティクスプロジェクトチーム「GOAL（GO Advanced Logistics）」（以下「GOAL」という）を中心に、脱炭素をはじめとした社会・環境課題解決に向けたサービスや、宅配便以外の付加価値を提供するソリューション「TMS（Transportation Management System）」（以下「TMS」という）などの提案営業を積極的に行ってまいりました。また、持続的成長に向けた当連結会計年度の重点的な取組みとして、従業員に対する給与の引き上げやパートナー企業との関係強化などの社内外リソースの強靱化とサービス領域拡張による成長基盤の確立を強化ポイントとして各種施策に取り組んでおります。加えて、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、再生可能エネルギーの活用や環境に配慮した物流施設の開発等、当社グループの温室効果ガス排出量を削減することにとどまらず、お客さまのサプライチェーン全体の環境負荷低減に貢献する物

流サービスの提供も進めてまいりました。その結果、国際環境非営利団体CDPから、気候変動対応における世界の先進企業として最高評価である「気候変動Aリスト」に3年連続で選定されました。

このような状況のもと、当社グループの中核事業であるデリバリー事業におきましては、物価調整後の家計消費支出の弱まり等の影響を受け、宅配便の取扱個数は減少いたしました。一方で、2023年4月からの届出運賃の改定や、取引ごとの適正運賃収受の取組みにより、平均単価は上昇いたしました。また、2023年12月に、住友商事株式会社、米国のスタートアップ企業でAIロボティクスソフトウェアの開発等を行うDexterity, Inc.と、今後の輸送力不足に対応する取組みの一環として、物流業界初の「AI搭載の荷積みロボット」の実証実験を行う共同プロジェクトを発足いたしました。ロジスティクス事業におきましては、米国での消費者マインドには回復の兆しも見え始めたものの、物価上昇による金融引き締めなどを背景とした経済成長の鈍化懸念等は継続しており、海上・航空貨物ともに取扱量が減少いたしました。海上・航空運賃につきましては一部では上昇も見られるものの、全体としては底這い状況が継続しております。また、2024年3月には、国際輸送ビジネスにおける最適なガバナンス体制の構築やグループ間連携の一層の強化等を目的に、当社の連結子会社であり、スリランカの物流企業であるEXPOLANKA HOLDINGS PLC（以下「エクスポランカ社」という）の非上場化手続に着手いたしました。不動産事業におきましては、計画的に保有不動産を売却いたしました。その他の事業におきましては、前連結会計年度において半導体不足等の影響で不振であった新車販売が回復いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益1兆3,169億40百万円（前期比8.2%減）、営業利益892億4百万円（同34.1%減）、経常利益908億50百万円（同34.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益582億79百万円（同53.9%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称		第17期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第18期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	増減	増減率 (%)
デリバリー事業	営業収益	1,047,364	1,028,530	△18,834	△1.8
	営業利益	99,774	81,503	△18,271	△18.3
ロジスティクス事業	営業収益	314,877	219,761	△95,115	△30.2
	営業利益又は 営業損失(△)	19,239	△4,854	△24,093	—
不動産事業	営業収益	19,549	12,623	△6,926	△35.4
	営業利益	9,938	7,139	△2,798	△28.2
その他	営業収益	52,818	56,024	3,206	6.1
	営業利益	4,294	3,415	△879	△20.5
全社(共通)	営業収益	—	—	—	—
	営業利益	2,027	2,000	△27	△1.3
合計	営業収益	1,434,609	1,316,940	△117,669	△8.2
	営業利益	135,275	89,204	△46,070	△34.1

・デリバリー事業

主要な商品の取扱個数は、次のとおりであります。

商品の名称		第17期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第18期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	増減	増減率 (%)
取扱個数	(百万個)	1,410	1,373	△37	△2.7
	飛脚宅配便 (百万個)	1,359	1,325	△34	△2.5
	その他 (百万個)	50	47	△3	△6.5

- (注) 1. 取扱個数は、当社グループの主要商品の取扱個数であります。
 2. 飛脚宅配便は、佐川急便株式会社が国土交通省に届け出ている宅配便の個数であります。
 3. その他は、佐川急便株式会社の提供する飛脚ラージサイズ宅配便及びその他の会社の取扱個数であります。

デリバリー事業におきましては、物価調整後の家計消費支出の弱まり等の影響を受け、BtoB・BtoCともに取扱個数が減少いたしました。平均単価は、小型荷物の割合の上昇等による下押し要因があるものの、2023年4月からの届出運賃の改定や、取引ごとの適正運賃收受の取組みの効果により上昇いたしました。「TMS」については、「GOAL」による提案営業等を継続しておりますが、前連結会計年度に受託した感染症関連案件が剥落した影響等もあり、売上高が減少いたしました。また、2023年4月から、LINE株式会社(現・LINE

ヤフー株式会社)が運営・開発するコミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」において、「配達予定通知」や「お荷物問い合わせサービス」などがご利用いただける佐川急便LINE公式アカウントを開設いたしました。加えて、2023年12月に、住友商事株式会社、米国のスタートアップ企業でAIロボティクスソフトウェアの開発等を行うDexterity, Inc.と、今後の輸送力不足に対応する取組みの一環として、物流業界初の「AI搭載の荷積みロボット」の実証実験を行う共同プロジェクトを発足するなど、各種デジタイゼーションの推進によるお客さまの利便性や、生産性向上への取組みも継続して行っていました。

この結果、当セグメントの営業収益は1兆285億30百万円(前期比1.8%減)、営業利益は815億3百万円(同18.3%減)となりました。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、米国での消費者マインドには回復の兆しも見え始めたものの、物価上昇による金融引き締めなどを背景とした経済成長の鈍化懸念等は継続しており、海上・航空貨物の取扱量は減少いたしました。また、海上・航空運賃については一部では上昇も見られるものの、全体としては底這い状況が継続しております。

この結果、当セグメントの営業収益は2,197億61百万円(前期比30.2%減)、営業損失は48億54百万円(前期は営業利益192億39百万円)となりました。

・不動産事業

不動産事業におきましては、計画的に保有不動産を売却いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は126億23百万円(前期比35.4%減)、営業利益は71億39百万円(同28.2%減)となりました。

・その他

その他の事業におきましては、前連結会計年度において半導体不足等の影響で不振であった新車販売が回復いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は560億24百万円(前期比6.1%増)、営業利益は34億15百万円(同20.5%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は517億48百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

(単位：百万円)

会社名	セグメントの名称	設備内容	投資額	状況
佐川急便株式会社	デリバリー事業	車両運搬具	16,866	取得

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	セグメントの名称	設備内容
S Gリアルティ株式会社	デリバリー事業	物流施設（大阪市淀川区）
S Gシステム株式会社	デリバリー事業	貨物システムリプレイス
S Gシステム株式会社	デリバリー事業	勘定系システムリプレイス
S Gシステム株式会社	デリバリー事業	業務端末機器リプレイス
S Gリアルティ株式会社	デリバリー事業	物流施設（東京都江東区）
佐川急便株式会社	デリバリー事業	マテハン機器（東京都江東区）
佐川急便株式会社	デリバリー事業	マテハン機器（兵庫県尼崎市）
S Gリアルティ株式会社	デリバリー事業	物流施設（福岡県糟屋郡）
佐川急便株式会社	デリバリー事業	マテハン機器（福岡県糟屋郡）

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第15期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第16期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第17期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第18期(当期) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
営業収益 (百万円)	1,312,085	1,588,375	1,434,609	1,316,940
経常利益 (百万円)	103,666	160,289	137,941	90,850
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	74,342	106,733	126,511	58,279
1株当たり 当期純利益 (円)	117.03	168.02	199.56	92.98
総資産 (百万円)	790,259	921,793	904,955	897,049
純資産 (百万円)	404,845	511,902	567,405	590,261
1株当たり 純資産 (円)	627.09	781.33	878.84	923.33

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年11月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 第18期(当期)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第17期に係る総資産、純資産及び1株当たり純資産については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
5. 第18期(当期)の状況については、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

中期経営計画「SGH Story 2024」では、「持続可能な成長を実現する次世代の競争優位性創出」を基本方針に掲げ、①総合物流ソリューション（GOAL）の高度化、②競争優位創出につながる経営資源の拡充、③ガバナンスの更なる高度化、に取り組んでまいります。

特に2025年3月期は、「2024年問題」への対応、インフレの進行や世界経済の停滞といった中期経営計画策定時からの環境変化も踏まえ、持続的成長を実現するために、次の3点を重点ポイントとして各種施策に取り組んでまいります。

- ・成長領域への進出や新規事業拡大など成長基盤の構築

TMS、物流業務の包括受託（サードパーティー・ロジスティクス、以下「3PL」という）や国際サービスを中心とした宅配便以外のサービス領域の拡大を進めてまいります。特に、成長性の高い分野に注力し、自社リソースだけでなく、ノウハウを持つ他社とのアライアンス等も視野に入れて対応してまいります。さらに、オープンイノベーションの取組みなど新規事業拡大を推進してまいります。

- ・パートナー企業への委託単価の引き上げなどの社内外リソースの維持・確保

パートナー企業との関係性を一層強化するため、委託単価の引き上げや業務効率化の取組みを進めてまいります。これらの取組みにより、宅配便ネットワークの維持に努めてまいります。

- ・事業を持続的に支えるコスト構造の再構築

自動化投資等による省人化・効率化を図るとともに、適正運賃収受の取組みを継続し、持続可能な事業基盤の構築を進めてまいります。

① 総合物流ソリューション（GOAL）の高度化

- ・脱炭素をはじめとした社会・環境課題解決に向けたサービスの推進

世界的な気候変動問題への意識は一層高まりを見せており、日本国内においても政府による削減目標の引き上げ、コーポレートガバナンス・コード改訂による気候変動対応の開示等への対応が必要となってまいります。

このような環境下において、当社グループが提供する物流ソリューションを通じて、お客さまにとってより効率的なサプライチェーンの構築、社会・環境課題の解決に貢献していくことを目指してまいります。加えて、車両のEV化や再生可能エネルギー創出への施設投資など、自社の取組みを進めることによりお客さまの温室効果ガス削減にも寄与してまいります。

- ・TMS・3PLネットワークの拡充と周辺ソリューションの高度化

EC貨物の増加を背景に国内の宅配便市場は中長期的には緩やかな成長を見込んでおります。お客さまのサービス差別化において物流は大きな役割を担っており、運送事業者へ求め

るロジスティクス高度化への要求は高まりを見せております。

佐川急便株式会社を中心とした当社グループの顧客基盤と、グループ横断の営業チーム「GOAL」を強みとして、TMS・3PLソリューションによりお客さまのサプライチェーン全体へと提案領域を広げてまいります。特に2025年3月期は、成長性の高い分野に注力し、より最適な物流提案を実現することでお客さまの抱える物流課題の解決を図ってまいります。

・国際・海外向けサービスの強化

国際サービスでは、日本国内の営業リソース及び集配ネットワークを強みに、国際通販・国際TMS・国際エクスプレス等、日本発着貨物の獲得を強化してまいります。また、海外サービスでは、アジア発のフォワーディング事業を中心に既存顧客のウォレットシェア拡大、新規レーンの拡大、新規顧客層の開拓により、取扱貨物量の増加に取り組んでまいります。

・宅配便のサービス向上と効率化による収益性向上

宅配便サービスは、感染症に端を発したEC化の加速により、取扱個数は今後も増加すると想定しております。一方で、低価格帯のポストインサービスの急伸、大手ECプラットフォームの自社配送網拡大及び異業種からの新たな参入など、競争の激化が見込まれます。

このような環境下において、市場成長を見据えたキャパシティ向上への投資、業務効率化を実現するDX投資を加速させ、サービス向上と収益性向上による宅配便の安定的事業成長を目指してまいります。特に、エネルギーや車両等様々なコスト上昇の影響や、このようなインフレ環境下における給与水準や委託費といった人に関わる費用の見直しの必要性等を踏まえ、一層の効率化に取り組むとともに、引き続き適正運賃収受の取組みも推進してまいります。

② 競争優位創出につながる経営資源の拡充

・アライアンスを含めた国内外輸配送ネットワークの強化

宅配便以外の収益拡大に向けたネットワークの強化においては、自社の力だけではなくパートナーとのアライアンスを積極的に進めることで、多様で高品質なサービスの提供とネットワークの強化による拡販を目指してまいります。

宅配便におきましては、市場成長による取扱個数増加への対応として、中継センターの拡充、営業所への最適投資及びパートナー企業の増加による戦力増強に取り組んでまいります。また、特に2025年3月期においては、インフレの進行や「2024年問題」への継続的な対応を見据え、パートナー企業との連携を一層強化するため、委託費の見直しや業務効率化の取組みを進めてまいります。

- ・人的資本への投資及びエンゲージメントの向上

次世代の競争優位を創出するための「人材」への投資として、グローバルやDX等の専門人材の獲得及び育成に注力してまいります。また、各種制度や教育の充実を図り、新しいことに挑戦できる企業風土を醸成してまいります。

- ・DXへの投資による競争優位の創出

社会・顧客の課題解決を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを目的に、「デジタル基盤の進化」、「業務の効率化」、「サービスの強化」の3つの施策に取り組んでまいります。また、R&Dによる新たな事業モデルの研究等、将来の競争優位を高めるための取り組みも同時に進めてまいります。加えて、これらの施策を推進するために必要なDX人材の育成強化を行ってまいります。

- ・オープンイノベーションなどによる新たな価値の創造

スタートアップや異業種企業が持つ革新的アイデア、テクノロジー及びITソリューションなどのノウハウと、当社グループが持つリソースを融合し、新たな価値の創造を目指してまいります。これに向けて、スピード感を持った概念実証を行うための体制の構築や、グループ内でのノウハウの蓄積も進めてまいります。

③ ガバナンスの更なる高度化

- ・グローバル化に対応したガバナンスの構築

海外における当社の主要な連結子会社であるエクスポランカ社のJ-SOX対応等、管理体制を高度化してまいります。また、海外現地法人のガバナンスの一層の強化に取り組み、内部統制の定着化を推進してまいります。加えて、エクスポランカ社におきましては、国際輸送ビジネスにおける最適なガバナンス体制の構築やグループ間連携の一層の強化等を目的に、2024年3月に非上場化手続に着手しており、今後も企業価値向上に資する中長期的な戦略を実行してまいります。

- ・コンプライアンスの継続的な高度化

不正・不祥事（ハラスメント含む）の発見から対応、再発防止までのサイクルを高度化するとともに、コンプライアンス意識向上への教育等、コンプライアンス体制の更なる強化に取り組んでまいります。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
佐川急便株式会社	京都市南区	11,275	100.0	貨物自動車運送業
佐川ヒューモニー株式会社	東京都江東区	100	100.0 (100.0)	特定信書便業
S Gムービング株式会社	東京都江東区	100	100.0	引越・設置輸送業
株式会社ワールドサプライ	東京都江東区	95	100.0	納品代行業
佐川グローバルロジスティクス株式会社	東京都品川区	3,450	100.0	荷造梱包業・倉庫業
S GHグローバル・ジャパン株式会社	東京都江東区	203	100.0	国際物流業
S Gリアルティ株式会社	京都市南区	20,000	100.0	不動産賃貸・管理業
佐川アドバンス株式会社	東京都江東区	27	100.0	商品販売業・保険代理業
S Gモータース株式会社	東京都江東区	10	100.0	自動車整備・販売業
S Gシステム株式会社	京都市南区	350	100.0	システム販売・保守業、決済サービス業、シェアードサービス業
S Gフィルダー株式会社	東京都江東区	100	100.0	人材サービス業
SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.	シンガポール	USD 301百万	100.0	海外事業統括
佐川急便国際物流 (深圳) 有限公司	中国 深圳	CNY 110百万	90.0 (90.0)	総合物流業
SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	VND 382,653百万	100.0 (100.0)	総合物流業
SG SAGAWA AMEROID PTE. LTD.	シンガポール	SGD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
SG SAGAWA USA, INC.	米国 カリフォルニア州	USD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
上海虹迪物流科技有限公司	中国 上海	CNY 75百万	70.0 (70.0)	総合物流業
EXPOLANKA HOLDINGS PLC	スリランカ コロンボ	LKR 4,097百万	82.4 (82.4)	総合物流業
EFL GLOBAL LLC	米国 フロリダ州	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
EFL Container Lines, LLC	米国 ニュー ヨーク州	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (VIETNAM) LTD	ベトナム ホーチミン	VND 1,027百万	99.0 (99.0)	総合物流業
Locher Evers International Inc	カナダ ブリ ティッシュコ ロンビア州	CAD 31百万円	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPO FREIGHT PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ	INR 8百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT LTD	ケニア ナイロビ	KES 87百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expo Freight (Shanghai) Limited	中国 上海	CNY 5百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Trans American Customs Brokers of Canada Ltd	カナダ オンタリオ州	CAD 100	100.0 (100.0)	総合物流業
PT EFL GLOBAL INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	USD 2百万	90.0 (90.0)	総合物流業
EFL Global Logistics Canada Ltd	カナダ ブリ ティッシュコ ロンビア州	CAD 1	100.0 (100.0)	総合物流業
Expofreight (Hong Kong) Limited	中国 香港	HKD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (PRIVATE) LIMITED	スリランカ コロンボ	LKR 100百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (CAMBODIA) LIMITED	カンボジア プノンペン	USD 5,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT DUBAI (L.L.C)	アラブ首長国 連邦 ドバイ	AED 300,000	100.0 (100.0)	総合物流業

(注) 1. 議決権の所有割合の () 内は、内数で間接所有割合であります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社（完全子会社等の株式の帳簿価額が当社の総資産額の5分の1を超える場合における当該完全子会社等）の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称：佐川急便株式会社

特定完全子会社の住所：京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

特定完全子会社の株式の帳簿価額：180,510百万円

当社の総資産額：570,005百万円

3. EXPOLANKA HOLDINGS PLCが、子会社14社を増加したことにより当連結会計年度から連結の範囲に含め、子会社2社を減少したことにより連結の範囲から除外しております。

4. EXPOLANKA HOLDINGS PLCが、AVS Cargo Management Services Pvt Ltd及びAMZ Logistics Solutions Private Limitedの株式を一部売却したため、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。
5. 保利佐川物流有限公司は、2023年5月に佐川急便国際物流(深圳)有限公司へ社名変更しております。

② 当社グループの状況

連結子会社は、上記の重要な子会社32社を含め148社であり、持分法適用の関連会社は5社となっております。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は純粋持株会社であり、当社グループの各事業を営む会社を支配管理しております。子会社及び関連会社においては、デリバリー事業、ロジスティクス事業、不動産事業、その他これらに附帯する事業を展開しております。主要な商品及びサービスは次のとおりであります。

セグメントの名称	主要商品及びサービス
デリバリー事業	宅配便（飛脚宅配便、飛脚ラージサイズ宅配便、飛脚クール便、特定信書便、納品代行）、メール便（飛脚ゆうメール、飛脚ゆうパケット便）、TMS（飛脚国際宅配便、引越、ルート配送、チャーター輸送、設置輸送、美術品輸送、食品輸送）
ロジスティクス事業	流通加工、物流システム構築、在庫保管・入出庫管理、物流センター運営、TMS（ルート配送、チャーター輸送、国際宅配便）、国際航空・海上輸送、通関代行
不動産事業	不動産賃貸・管理、不動産開発、資産管理・運用、再生可能エネルギー供給
その他	商品販売、保険代理、燃料販売、自動車整備・販売、システム販売・保守、e-コレクト、人材派遣・請負

(8) 主要な営業所（事業所）等（2024年3月31日現在）

① 当社

	所在地
本社	京都府京都市南区
東京事務所	東京都江東区

② 子会社

会社名	所在地
佐川急便株式会社	本社（京都府）、東京本社（東京都） 北海道支店（北海道）、北東北支店（岩手県）、南東北支店（宮城県） 北関東支店（埼玉県）、東関東支店（千葉県）、関東支店（東京都） 西関東支店（東京都）、神奈川支店（神奈川県）、北陸支店（石川県） 信越支店（長野県）、東海支店（静岡県）、中京支店（愛知県） 京都支店（京都府）、関西支店（大阪府）、中国支店（広島県） 四国支店（香川県）、九州支店（福岡県）、南九州支店（熊本県）

(注) 当社の重要な子会社については、「(6) 重要な子会社等の状況 ① 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
デリバリー事業	42,202 (31,549)	△582 (△772)
ロジスティクス事業	7,437 (7,368)	650 (264)
不動産事業	95 (2)	△3 (2)
その他	2,066 (1,983)	49 (△223)
全社 (共通)	509 (192)	△73 (4)
合計	52,309 (41,094)	41 (△725)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) には、当社及びSGシステム株式会社のシェアードサービス業に従事する従業員数等を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
234 (3)	△60 (△5)	37.6	8.6

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数の算定に当たっては、連結子会社からの転籍者については当該会社の勤続年数を通算しております。
3. 当社の従業員は全て全社 (共通) に属しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	16,197
株式会社三井住友銀行	9,726
株式会社日本政策投資銀行	7,021
株式会社みずほ銀行	4,453
三井住友信託銀行株式会社	2,885

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,800,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 640,394,400株（自己株式14,926,839株を含む）
- (3) 株主数 25,541名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
新生興産株式会社	107,771	17.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	51,839	8.28
公益財団法人SGH文化スポーツ振興財団	48,400	7.73
住友生命保険相互会社	25,200	4.02
三井住友海上火災保険株式会社	25,200	4.02
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	23,493	3.75
佐川印刷株式会社	22,816	3.64
株式会社三菱UFJ銀行	20,750	3.31
株式会社三井住友銀行	20,750	3.31
田中産業株式会社	19,990	3.19

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（14,926千株）を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者（株式会社三菱UFJ銀行ほか）から、2023年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2023年3月27日現在で36,206,590株保有している旨記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、2024年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	20,750,000	3.24
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	12,343,690	1.93
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,112,900	0.49
計	—	36,206,590	5.65

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	16,613	1
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 (4) 取締役及び監査役の報酬等 ② 業績連動報酬等 (非金銭報酬等) に関する事項」に記載のとおりであります。

2. 上記には、退任した会社役員に対して交付された株式を記載しております。

3. 当事業年度中に、執行役員1名に対し当社株式4,880株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年4月28日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得いたしました。

- ・取得対象株式の種類 普通株式
- ・取得した株式の総数 4,769,200株
- ・取得価額の総額 9,999百万円
- ・取得期間 2023年5月1日から2023年9月22日まで
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗和田 榮一	
代表取締役社長	松本 秀一	
取締役	本村 正秀	デリバリー・ロジスティクス事業担当 佐川急便株式会社 代表取締役社長
取締役	川中子 勝浩	経営企画担当
取締役	笹森 公彰	特命担当 佐川急便株式会社 取締役
取締役	高岡 美佳	立教大学 経営学部 教授 株式会社モスフードサービス 社外取締役 共同印刷株式会社 社外取締役 株式会社ファンケル 社外取締役
取締役	鷺坂 長美	小澤英明法律事務所 顧問 認定NPO法人救急へり病院ネットワーク 理事長 公益財団法人埼玉県国際交流協会 理事長
取締役	秋山 真人	
常勤監査役	田島 聡志	
常勤監査役	新本 朋斉	
監査役	岡村 憲一郎	かえで会計アドバイザー株式会社 代表取締役 かえで税理士法人 社員 CYBERDYNE株式会社 社外監査役 ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員
監査役	大島 義孝	功記総合法律事務所 共同パートナー弁護士 大豊建設株式会社 社外取締役 野村スパークス・インベストメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員

- (注) 1. 取締役 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は社外取締役であります。
2. 監査役 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏並びに監査役 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
・在任中において取締役でありました中島俊一氏は、2023年6月23日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

- ・在任中において監査役でありました中西隆司氏は、2023年6月23日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
 - ・取締役 笹森公彰氏は、2023年6月23日開催の第17回定時株主総会において選任され、同日付で就任いたしました。
 - ・監査役 新本朋斉氏は、2023年6月23日開催の第17回定時株主総会において選任され、同日付で就任いたしました。
5. 監査役 田島聡志氏及び岡村憲一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 6. 当社は執行役員制度を導入しており、高橋聡氏を選任しております。また、2024年4月1日付で吉田貴行氏を新たに選任しております。
 7. 監査役 岡村憲一郎氏は、兼松サステック株式会社の社外取締役（監査等委員）でありましたが、2023年6月22日付で退任いたしました。
 8. 2023年6月23日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。
 - ・栗和田榮一氏は、代表取締役会長兼社長から代表取締役会長に地位を変更いたしました。
 - ・松本秀一氏は、代表取締役から代表取締役社長に地位を変更いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏並びに監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づいて、会社法第423条第1項の責任につき1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。ただし、当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には、填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、1年毎に契約を更新しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (非金銭報酬等)	
取締役（社外取締役を除く）	490	481	9	6
監査役（社外監査役を除く）	25	25	—	2
社外取締役	42	42	—	3
社外監査役	46	46	—	3

(注) 1. 上記には、2023年6月23日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び辞任した監査役1名（うち社外監査役0名）を含んでおりません。

2. 上記の業績連動報酬等（非金銭報酬等）には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項

業務執行取締役の非金銭報酬等は、その職責に鑑み、報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬を導入しております。

業績連動型株式報酬は、当社の中期経営計画の期間に対応した連続した3事業年度を対象として、会社業績指標（連結営業収益及び連結営業利益）の達成度等に応じて当社普通株式及び金銭を交付及び支給するものとし（交付する株式数の上限は、1事業年度当たり125,000株（※）とする）、業務執行取締役に対して交付する当社普通株式及び給付する金銭の額の算定方法等は、取締役会決議で制定した「株式交付規程」に定めるとおりであります。

会社業績指標として、連結営業収益及び連結営業利益を選定した理由は、業績連動型株式報酬は当社の中期経営計画の期間における業績に連動する報酬制度であるため、中期経営計画において経営目標として掲げる会社業績指標と合致させることにより、報酬と会社業績との関連性を高めるためであります。

※2020年11月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております（以下、本②において同じ）。

なお、算定方法等の概要は、次のとおりであります。

(i) 本制度の対象者	取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く（以下同じ））及び執行役員（国内非居住者を除く）（以下「取締役等」という）
(ii) 本制度の対象期間	3事業年度
(iii) 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
取締役等に交付等を行う当社普通株式（当社普通株式に代えてこれに相当する金銭を支給する部分も含む）の数の算定方法及び上限	<p>■ 1事業年度当たり125,000株とし、対象期間（3事業年度）ごとに375,000株</p> <p>■ 上記上限株式数のうち、実際に取締役等が金銭報酬債権の現物出資を行い、割り当てが行われる当社普通株式の数の上限については、対象期間（3事業年度）ごとに上限株式数の70%である262,500株</p> <p>■ 1事業年度当たり取締役に交付等が行われる株式数の上限（125,000株）の当社発行済株式数（2024年3月31日時点 自己株式控除後）に対する割合は0.02%</p>
(iv) 業績連動の内容	毎事業年度の連結営業利益等の会社業績指標の達成度等に応じて決定される業績連動係数により変動
(v) 株式交付時期	取締役等の退任時（死亡による退任を含む）

・業績連動項目（iv）に係る指標

連結営業収益	98%未満	98%以上	100%以上	102%以上	104%以上
連結営業利益	96%未満	96%以上	100%以上	104%以上	108%以上
評価ランク	C	B	A	S	S S
業績連動係数	0%	50%	100%	150%	200%

- (注) 1. 上表に定める連結営業収益及び連結営業利益それぞれの評価ランクに対応する各業績連動係数に2分の1を乗じて求められる係数を合算する方式で決定いたします。
2. 当事業年度を含む連結営業収益及び連結営業利益の推移は、次のとおりであります。

区分	第15期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第16期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第17期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第18期(当期) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
連結営業収益 (百万円)	1,312,085	1,588,375	1,434,609	1,316,940
連結営業利益 (百万円)	101,726	155,713	135,275	89,204

3. 当事業年度における業績連動型株式報酬による株式の交付状況は、「2 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年1月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額1,500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の当社第12回定時株主総会において、取締役（非常勤取締役、社外取締役並びに国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬の導入を決議しております。（同制度の概要は、上記「② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）」に関する事項に記載のとおりであります。）当該定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役の員数は7名、執行役員の員数は3名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2006年1月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年2月26日開催の定時取締役会において決議いたしました。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう経済環境及び業績等を勘案して決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、実績、力量に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する方針であります。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定方針の概要につきましては、上記「② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）」に関する事項に記載のとおりであります。

また、当社の取締役の報酬は基本報酬と業績連動型株式報酬で構成され（社外取締役は基本報酬のみ）、期待される職務を基準に、成果・業績に対して処遇するものであり、具体的な配分については、高い役位になるほど、業績等に連動する割合が大きくなる内容とし、役位に応じてより高い成果・業績に対する責任を求める仕組みとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項については、後述の「⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおりであります。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において原案を審議し、同委員会の審議内容を踏まえて取締役会の決議によりその決定を代表取締役会長に一任するプロセスを経ており、決定方針との整合性を含めた多角的な審議を同委員会において行っていることから、当社取締役会といたしましても基本的にその答申の結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬等の具体的な内容（基本報酬の額及び業績連動型株式報酬の付与株式数）については、当事業年度におけるものも含めて、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において原案を審議し、同委員会の審議内容を踏まえて2023年6月23日開催の取締役会の決議によりその決定を代表取締役会長 栗和田榮一氏に一任しております。当該決定を同氏に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには同氏が最も適切であり、取締役会の任意の諮問機関である同委員会での審議内容を踏まえて決定されることから当該権限が適切に行使されると判断したためであります。なお、同委員会の構成員は、次のとおりであります。

- | | | |
|------|---------|--------|
| ・委員長 | 代表取締役会長 | 栗和田榮一氏 |
| ・委員 | 社外取締役 | 高岡美佳氏 |
| ・委員 | 社外取締役 | 鷺坂長美氏 |

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 高岡美佳氏は、株式会社モスフードサービス 社外取締役、共同印刷株式会社 社外取締役及び株式会社ファンケルの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 鷺坂長美氏は、小澤英明法律事務所 顧問、認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク 理事長及び公益財団法人埼玉県国際交流協会の理事長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 岡村憲一郎氏は、かえで会計アドバイザー株式会社 代表取締役、かえで税理士法人 社員、CYBERDYNE株式会社 社外監査役及びユナイテッド・アーバン投資法人の監督役員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 岡村憲一郎氏は、兼松サステック株式会社の社外取締役（監査等委員）でありましたが、2023年6月22日付で退任いたしました。当社と兼松サステック株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 大島義孝氏は、功記総合法律事務所 共同パートナー弁護士、大豊建設株式会社 社外取締役及び野村スパークス・インベストメント株式会社のコンプライアンス委員会 外部委員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 高岡 美佳	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回(94%)に出席いたしました。主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に大学教授としての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会3回のうち3回(100%)に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 鷺坂 長美	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)に出席いたしました。主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に環境分野に関する豊富な経験と高い見識から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会3回のうち3回(100%)に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 秋山 真人	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)に出席いたしました。主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に物流に関する豊富な知識と企業経営に関する幅広い経験から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 田島 聡志	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)、監査役会14回のうち14回(100%)に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 岡村 憲一郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)、監査役会14回のうち14回(100%)に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大島 義孝	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)、監査役会14回のうち14回(100%)に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- (注) 1. 取締役会の開催回数には臨時取締役会が4回含まれております。また、上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。
2. 監査役会の開催回数には臨時監査役会が2回含まれております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）
提出会社	81	3
連結子会社	108	3
計	190	7

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性及び適切性を確認し、監査時間及び監査報酬を精査した結果、いずれも妥当であると全員一致で判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である経営管理高度化に係る助言業務等を委託し、対価3百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、当社監査役会が定める会計監査人评价基準に基づき、会計監査人としての適正を判断し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するための体制について、次のとおり内部統制基本方針（2023年10月27日改定、以下「本基本方針」という）に定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため、SGホールディングスグループ（以下「SGHグループ」という）の「SGHグループ行動憲章」及び「SGHグループ倫理・行動規範」を定める。また、代表取締役社長が「SGHグループ行動憲章」及び「SGHグループ倫理・行動規範」の精神を繰り返し伝えることにより、これらを取締役及び使用人に浸透させるとともに、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底する。
- ② 当社は、関連法規に従った規程及び手順書等を策定するとともに、経営環境の変化等に対応するため、本基本方針をはじめ規程及び手順書等を継続的に見直し、実効性の確保に努める。
- ③ 当社は、取締役の業務執行に関する監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、「SGHグループ贈収賄防止方針」及び「SGHグループヒューマンライツポリシー」を定め、適法かつ公正な企業活動を支えるコンプライアンス推進活動を実践する。
- ⑤ 当社は、SGHグループにおける不正・不祥事の発生等を防止、又は早期発見することを目的に「内部通報規程」を定め、グローバル内部通報制度として「SGHグループコンプライアンス・ホットライン」を設置する。また、実効性のある制度とするため、社内だけでなく社外の窓口も設置し、利用を促進する。これらの窓口寄せられた通報に対しては、「内部通報規程」に従い速やかに適切な措置をとる。
- ⑥ 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力の排除を目的として「反社会的勢力排除規程」を定め、不当要求への応諾、裏取引、資金提供は一切行わないなど、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携の上、組織的かつ法的に対応し、取締役及び使用人の安全確保を最優先する。
- ⑦ 当社は、持続可能な成長と企業価値の向上を図るために、社会課題の解決・社会的責任を重視したサステナビリティ経営に係わる施策の検討・確認を行う「サステナビリティ委員会」を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報資産の適切な維持・管理を図るため、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティ管理体制を構築する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を、法令及び関連規程に従い適切に保存、管理する。
- ③ 上記②の情報は、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ④ 当社は、個人情報等を法令及び「個人情報保護規程」に基づき適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を適正かつ効率的に行うため、「リスクマネジメント規程」を定め、S G Hグループにおけるリスクマネジメント体制を構築するとともに、企業経営、事業活動若しくは企業イメージに損失をもたらす、又は社会一般に重大な影響を及ぼす事象に対し、適切に対応する。
- ② 当社は、「S G Hグループリスクマネジメント会議」を定期的開催し、リスクの顕在化防止及び最小化並びにリスク顕在化による損失の低減を図り、リスクマネジメント体制の強化を推進する。
- ③ 当社は、緊急事態に対しても、事業中断を最小限にとどめ社会における役割を果たすために、事業継続計画（BCP）を定め、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築・運用する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会において定められた組織機構、職務権限に基づき、職務を執行し、取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう執行状況を監督する。
- ② 当社は、取締役の間で経営課題を検討し、取締役及び監査役による重要な経営情報を共有するための会議を適時開催し、取締役会における効率的な経営の意思決定を行う。
- ③ 当社は、経営効率の向上を図るため、「経営計画管理規程」及び「グループ経営計画管理規程」を定め、取締役会において中期経営計画及び単年度予算を決定し、取締役は、それらに基づき効率的な職務の執行を行う。

(5) S G Hグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「S G Hグループ行動憲章」及び「S G Hグループ倫理・行動規範」を定め、共通の行動指針を遵守することを徹底する。
- ② 当社は、「事業会社管理運営規程」及び「海外法人管理運営規程」を定め、各事業会社の自主独立を尊重しつつ、経営管理に関する支援を行う。

- ③ 当社は、「SGHグループ経営戦略会議」及び「SGHグループ管理部門責任者会議」を定期的に開催し、SGHグループの経営方針、重要な決定事項・報告事項等を伝達することで、各事業会社の経営全般に対する指導及び管理の実効性を高める。
- ④ 当社は、事業会社の経営活動上の重要な意思決定事項について、SGHグループ統一基準として「職務権限規程」を定め、必要な事前協議、当社取締役会への報告を行い又は当社取締役会の承認を得るよう管理する。
- ⑤ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、SGHグループの標準版としての「経理規程」、並びに関連手順書及びマニュアル等を定める。また、適宜外部専門家の意見を聴取し、モニタリングや監査の体制を構築する。
- ⑥ 内部監査部は、事業会社の内部監査部門等と連携し、定期的に内部監査を実施し、当社の取締役会において監査結果を報告する。また、改善を必要とする事項についてはその改善を指示し、その後の進捗管理を実施する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役等からの独立性等に関する事項

当社は、監査役職務遂行を補助する部署として監査役室を設け、専任の使用人を配置する。当該使用人の定数及び資格要件等については、監査役会と協議の上、決定する。また、取締役等からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保するため、当該使用人に関する人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役会の同意を要する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① SGHグループの取締役、監査役及び使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ロ. 内部監査の結果
 - ハ. 内部通報制度による通報の状況
- ニ. その他監査役から報告を求められた業務執行に関する事項
- ② 当社は、取締役や使用人が、内部通報制度に基づく通報や監査役に対する報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、適切に対応する。

(8) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査部をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。

- ② 監査役は、その職務の遂行に当たり必要と認める場合は弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用する。
- ③ 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ④ 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う。
- ⑤ 当社は、監査役が職務の執行について生じる費用の支払を求めた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われたときを除き、これを負担する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 法令及び定款への適合を確保するための体制

- ① 高い倫理観を持った人材を育成し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図るため、定期的なコンプライアンス教育として部署単位での教育を実施し、それに加えてポスターの掲示やグループ内通信等を通じて、内部統制、ハラスメント防止、内部通報制度、情報セキュリティ、インサイダー取引防止などについての啓発活動を行いました。
- ② S G Hグループの内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」として、国内の社内窓口・社外窓口に加え、海外事業会社向けの窓口を設置し、周知しております。通報に対しては、内容が事実に基づいているかの調査・確認及びその対策と再発防止策を実施の上、運用状況について「S G Hグループリスクマネジメント会議」に定期的に報告しております。
- ③ コンプライアンス推進活動の一環として、S G Hグループの取引先管理状況を確認して運用方針を協議し、下請代金支払遅延等防止法等の法令に適合した取引先との適切な関係構築に取り組みました。反社会的勢力の排除の取組みについては、支払先及び主要な請求先について外部調査機関等を用いて調査を実施しております。加えて取引先との間の基本契約書には、原則として、反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

(2) 損失の危険の管理に関する体制

- ① 企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施するため、諸規程に基づいたリスクマネジメント体制を構築するとともに、「S G Hグループリスクマネジメント会議」を原則として毎月開催し、リスクの識別、分析、評価を定期的に行い、S G Hグループ全体のリスクを統括的に管理いたしました。
- ② 甚大な自然災害等に備え、事業継続基本計画書及び事業継続行動計画書に基づき、その実効性検証を目的としてS G Hグループ各社にて事業継続訓練を実施いたしました。また、同結果及び近年発生した自然災害を踏まえ、社内報告体制を強化いたしました。

(3) 職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、取締役会を月1回以上開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

(4) S G Hグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「S G Hグループ経営戦略会議」及び「S G Hグループ管理部門責任者会議」を原則として毎月開催し、S G Hグループの経営管理に必要な事項を各事業会社に対して周知いたしました。
- ② 内部統制システムの運用状況について、重要な不備がないか継続的に監査を実施し、判明した問題点につきましては、必要な改善策を講じるとともに、取締役会にその内容を報告いたしました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部と随時意見交換の場を持ったほか、常勤監査役は「S G Hグループリスクマネジメント会議」等の重要な会議に出席し、内部統制に関する状況の把握に努めました。

6 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%以上、前事業年度からの増配を目標として中間配当及び期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主等に対して剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2024年5月20日開催の取締役会において1株当たり25.0円とする決議をいたしました。

なお、中間配当金を1株当たり26.0円といたしましたので、年間配当金は1株当たり51.0円（連結配当性向54.9%）となりました。

翌事業年度の配当につきましては、1株当たり中間配当金26.0円、期末配当金26.0円、年間で52.0円とすることを予定しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	397,377	流動負債	218,301
現金及び預金	147,266	支払手形及び営業未払金	78,442
受取手形、営業未収金及び契約資産	187,712	短期借入金	14,918
販売用不動産	34,573	1年内返済予定の長期借入金	30,084
商品及び製品	663	リース債務	6,071
仕掛品	318	未払法人税等	4,717
原材料及び貯蔵品	1,980	預り金	31,864
その他	27,521	賞与引当金	18,312
貸倒引当金	△2,660	役員賞与引当金	7
		その他	33,883
固定資産	499,672	固定負債	88,486
有形固定資産	387,927	長期借入金	13,181
建物及び構築物	96,568	リース債務	20,543
機械及び装置	38,083	その他の引当金	421
車両運搬具	52,847	退職給付に係る負債	36,463
土地	152,371	資産除去債務	7,927
リース資産	8,650	その他	9,948
建設仮勘定	13,492		
その他	25,915	負債合計	306,787
無形固定資産	40,932	純資産の部	
のれん	8,367	株主資本	559,138
ソフトウェア	17,236	資本金	11,882
リース資産	9	資本剰余金	16
その他	15,319	利益剰余金	568,372
投資その他の資産	70,811	自己株式	△21,134
投資有価証券	21,515	その他の包括利益累計額	18,372
繰延税金資産	21,582	その他有価証券評価差額金	7,296
その他	29,332	為替換算調整勘定	11,512
貸倒引当金	△1,619	退職給付に係る調整累計額	△437
		非支配株主持分	12,751
資産合計	897,049	純資産合計	590,261
		負債及び純資産合計	897,049

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		1,316,940
営業原価		1,162,949
営業総利益		153,991
販売費及び一般管理費		64,786
営業利益		89,204
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,481	
持分法による投資利益	190	
その他	2,875	4,547
営業外費用		
支払利息	1,563	
為替差損	946	
その他	391	2,901
経常利益		90,850
特別利益		
固定資産売却益	114	114
特別損失		
固定資産除売却損	2,248	
投資有価証券評価損	199	2,447
税金等調整前当期純利益		88,518
法人税、住民税及び事業税	31,798	
法人税等調整額	△87	31,711
当期純利益		56,806
非支配株主に帰属する当期純損失		1,473
親会社株主に帰属する当期純利益		58,279

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,882	-	542,740	△11,162	543,460
当期変動額					
剰余金の配当			△32,647		△32,647
親会社株主に帰属する 当期純利益			58,279		58,279
自己株式の取得				△9,999	△9,999
自己株式の処分		16		28	45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	16	25,631	△9,971	15,677
当期末残高	11,882	16	568,372	△21,134	559,138

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,538	4,053	△196	10,396	13,548	567,405
当期変動額						
剰余金の配当						△32,647
親会社株主に帰属する 当期純利益						58,279
自己株式の取得						△9,999
自己株式の処分						45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	758	7,458	△240	7,976	△797	7,179
当期変動額合計	758	7,458	△240	7,976	△797	22,856
当期末残高	7,296	11,512	△437	18,372	12,751	590,261

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	111,526	流動負債	213,814
現金及び預金	82,325	短期借入金	182,869
営業未収金	823	1年内返済予定の長期借入金	30,084
前払費用	653	リース債務	6
短期貸付金	2,029	未払金	265
1年内回収予定の長期貸付金	12,130	未払費用	268
未収還付法人税等	12,745	賞与引当金	60
その他	817	その他	259
固定資産	458,478	固定負債	16,630
有形固定資産	2,423	長期借入金	13,181
建物及び構築物	56	リース債務	0
機械及び装置	0	繰延税金負債	2,587
工具、器具及び備品	2,360	退職給付引当金	439
リース資産	5	その他の引当金	421
無形固定資産	56	負債合計	230,445
商標権	2	純資産の部	
ソフトウェア	42	株主資本	334,147
その他	12	資本金	11,882
投資その他の資産	455,999	資本剰余金	117,059
投資有価証券	10,643	資本準備金	109,089
関係会社株式	276,112	その他資本剰余金	7,969
長期貸付金	168,696	利益剰余金	226,339
長期前払費用	4	その他利益剰余金	226,339
その他	542	別途積立金	30,000
資産合計	570,005	繰越利益剰余金	196,339
		自己株式	△21,134
		評価・換算差額等	5,412
		その他有価証券評価差額金	5,412
		純資産合計	339,559
		負債及び純資産合計	570,005

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		47,666
営業原価		913
営業総利益		46,753
一般管理費		6,364
営業利益		40,389
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	261	
その他	30	292
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	8	
自己株式取得費用	4	
その他	0	14
経常利益		40,667
特別損失		
固定資産除却損	5	5
税引前当期純利益		40,661
法人税、住民税及び事業税	339	
法人税等調整額	1,221	1,560
当期純利益		39,100

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	11,882	109,089	7,952	117,042	30,000	189,887	219,887	△11,162	337,649
当期変動額									
剰余金の配当						△32,647	△32,647		△32,647
当期純利益						39,100	39,100		39,100
自己株式の取得								△9,999	△9,999
自己株式の処分			16	16				28	45
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	16	16	-	6,452	6,452	△9,971	△3,502
当期末残高	11,882	109,089	7,969	117,059	30,000	196,339	226,339	△21,134	334,147

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,904	4,904	342,554
当期変動額			
剰余金の配当			△32,647
当期純利益			39,100
自己株式の取得			△9,999
自己株式の処分			45
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	507	507	507
当期変動額合計	507	507	△2,994
当期末残高	5,412	5,412	339,559

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

S Gホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 徳栄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S Gホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S Gホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

S Gホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 徳栄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S Gホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットを経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にWeb会議システムを利用するなどして出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

SGホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 田 島 聡 志 ㊟

常勤監査役 新 本 朋 斉 ㊟

監査役（社外監査役） 岡 村 憲 一 郎 ㊟

監査役（社外監査役） 大 島 義 孝 ㊟

株主総会会場ご案内図

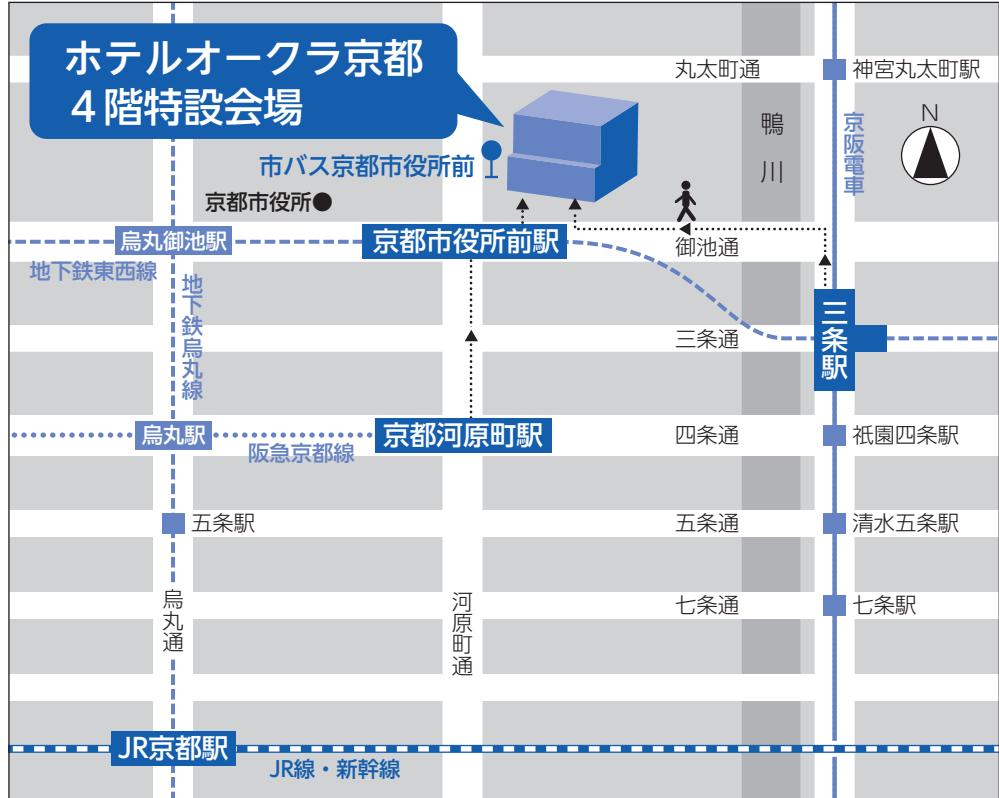
日時 2024年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 ホテルオークラ京都 4階特設会場
京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

会場への交通

- ▶ 地下鉄東西線
京都市役所前駅より
…徒歩約1分
- ▶ 市バス
京都市役所前より
…徒歩約1分
- ▶ 京阪電車
三条駅より
…徒歩約7分
- ▶ 阪急電車
京都河原町駅より
…徒歩約10分

駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



本定時株主総会は株主様に限定し、インターネットによるライブ配信を行います。
詳しくは3頁「定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

株主総会当日にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承の程、お願い申し上げます。

SGホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。